

ID: 1550

担当部署: 建設水道課

|   |                                 |         |       |
|---|---------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用) |         |       |
| 法令名<br>根拠条項   | 都市再開発法 第118条の25の3第3項            |         |       |
| 法令番号  | 昭和44年法律第38号                     |         |       |
| <b>【基準】</b><br>法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定による。<br>(清算金の徴収)<br>第106条<br>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 |                                 |         |       |
| 備考  |                                 |         |       |
| 設定年月日   | 令和3年4月1日                        | 最終変更年月日 | 年 月 日 |